

さくら市農業委員会総会議事録（令和7年6月定例総会）

1. 開催日時 令和7年6月25日（水）午後1時30分から午後2時29分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（18）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（1人） 9番 手塚 智枝子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号非農地証明願いについて

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議案第6号農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第7号地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	村松	貞往
副主幹兼係長	小倉	真理
主査	高野	洋
主事補	小竹	敦子

7. 会議

○事務局長(村松)

定刻になりました。

本日の出席委員は18名で、9番 手塚智枝子委員より欠席の報告をいただいております。定足数に達しており、総会は成立いたします。

では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長(七久保)

皆さんこんにちは、先週20日付けの朝日新聞に栃木市農業委員会に審査請求が出たという記事が載っていました。内容は、農地転用を許可したものが架空の転用に基づくものとして元地権者が審査請求を起こしたものです。許認可事務になりますのでお互い注意しながら業務に努めてまいりましょう。

ただいまから、さくら市農業委員会6月定例総会を開催いたします。

○事務局長(村松)

それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは、会議に先立ちまして、5月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可 申請者 株式会社〇〇〇〇 1件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ5月27日付けで許可相当の答申を受けたことをご報告いたします。

次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。

はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。

○1番 古澤一郎 委員

本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第4号1件、第7号1件、計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(七久保)

次に、第2調査会委員長の報告を求めます。

○11番 小林義和 委員

本日9時30分より1名欠席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第3号1件、第4号1件、第7号1件、合計4件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく願います。

○議長(七久保)

次に、第3調査会委員長の報告を求めます。

○17番 大谷伸二 委員

本日前午10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては第4号1件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく願います。

○議長(七久保)

次に、第4調査会委員長の報告を求めます。

○6番 片岡純雄 委員

本日9時半より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第1号1件、第2号1件、合計2件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますのでご審議のほどよろしく願います。

議事録署名委員の指名

○議長(七久保)

それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。

14番の「小堀 義明」委員、15番の「小林 薫」委員 を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 非農地証明願について

《議案1－1》

○議長(七久保)

議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。

番号1番について事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号1番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13番 軽部俊典 委員

案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

本日現地を確認したところ倉庫が建っており農地に戻すことは困難でありますので非農地証明は妥当と考えます。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案1-2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号2番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20

年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚裕一 委員

案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明。)

現状と致しましては、敷地の入口となっており農地とは言えない状況となっております。

23日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第1号 番号2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第1号 番号2番については、原案どおり承認されました。

《議案1-3》

○議長(七久保)

続きまして、議案第1号 番号3番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第1号番号3番について、朗読して説明。)

なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われるので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○9 番 小林義和 委員

案内図 1－3 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

市道から進入するため、平成 5 年より利用されており、32 年が経過しております。

18 日に地元推進委員と手塚委員が現地調査を行っております。私も昨日現地確認しました。また、本日の調査会におきまして現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号 番号 3 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 1 号 番号 3 番については、原案どおり承認されました。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

《議案 2－1》

○議長(七久保)

次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

(議案第 2 号 番号 1 番について、朗読して説明。)

この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○13 番 軽部俊典 委員

案内図 2－1 をご覧ください。(申請の場所を説明。)

昨年は作付けされていましたが、今年は間に合わなかったようですが〇〇さんが購入することとなります。まわりで長年耕作しているので特に問題ないと思います。

17日に地元推進委員と、本日の調査会におきまして現地確認しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第2号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

《議案3-1》

○議長(七久保)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第3号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚栄一委員

案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

今回の案件は、3月に許可申請あったものであります。周辺の農地への影響はありません。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第3号 番号1番については、原案どおり承認されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

《議案4-1》

○議長(七久保)

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
番号1番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号1番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○18番 手塚裕一委員

案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用行為の必要性については、現在〇〇町に住み、今は独身ですが、将来結婚することを考え、独立して自分の住宅を建てたいと考え、駐車場3台停められるような広めの土地

を探していたところ、さくら市内の土地が見つかり今回申請に至りました。

土地利用計画としては、一般住宅 平家建、延床面積***㎡、進入路が北側法定外道路部分から市道****号線へ出入りします。造成につきましては盛土造成、道路面以外の隣地境界は植栽を施し、雨水等が流れ込まないようにします。さくら市上水道より取水し、合併浄化槽から宅内処理装置にて処理します。雨水の処理については、敷地内浸透です。

(資金計画は記載省略)

周辺農地への被害防除対策としては、東側道路、西側白地で木が生えています、南側畑、北側宅地、周辺に被害のないよう転用します。

23日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号1番については、原案どおり承認されました。

《議案4－2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第4号 番号2番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

(議案第4号番号2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○5番 田崎次男 委員

案内図４－２をご覧ください。（申請の場所を説明。）

本申請は株式会社〇〇〇が、太陽光発電設備を設置する案件であります。申請者は〇〇県△△市に本社を置き、関東各地に支店を持ち太陽光事業を行っている法人であります。

転用行為の必要性和土地の選定理由でございますが、申請地は陽当たりが良く、面積、周辺環境等において好条件であることから、今回申請に至ったとのことであります。

土地利用計画であります、太陽光パネル***枚を設置し、最大出力**kWを確保するものであります。雨水については敷地内自然浸透。排水はありません。

（資金計画は記載省略）

周辺農地への影響ですが、現況は畑で周辺に農地は無いので影響はありません。

２０日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第４号 番号２番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第４号 番号２番については、原案どおり承認されました。

《議案４－３》

○議長(七久保)

次の、議案第４号 番号３番については、取り下げとなっております。

《議案４－４》

○議長(七久保)

続きまして、議案第４号 番号４番について、事務局の説明を求めます。

○事務局(高野)

（議案第４号 番号４番について、朗読して説明。）

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○2番 手塚栄一 委員

案内図4-4をご覧ください。(申請の場所を説明。)

転用行為の必要性、さくら市策定の「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」による認可保育所及び放課後児童クラブ施設整備・運営事業者の募集により、子育ての理念・目標による保育事業を展開しております当社会福祉法人〇〇〇が、認可保育所の施設整備・運営に応募し、選定を頂いた次第です。

保育所の施設整備計画において、申請土地の土地利用が、園舎及び園庭の配置計画に必要不可欠な位置にあり、事業用地として申請を致しました。

土地の選定理由は、さくら市策定の「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」による認可保育所及び放課後児童クラブ施設整備・運営事業者の募集による募集区域である旧氏家町区域内において、交通・子育ての環境に適地であり選定致しました。

土地利用計画は、園舎・園庭・駐車場、保育所施設計画を致します。さくら市上水道より取水、さくら市公共下水道へ放流、雨水の処理は敷地内浸透処理、園舎・園庭***㎡、駐車場***㎡を整備します。

(資金計画は記載省略)

周辺の農地への被害防除対策は、周辺に農地はありません。

18日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

はいどうぞ。

○3番 小菅和彦 委員

質問ではないが図面が見づらい。丸い模様はなんですか。

○事務局(高野)

等高線の様なものは月山、丸いのは樹木の植樹の位置として開発の図面で使われるのが一般的になっております。

○議長(七久保)

続いてどうぞ。

○12番 石塚良男 委員

地目が雑種地となっているが、雑種地に関して農業委員会に諮るのはなぜか。

○事務局(高野)

こちらについては3月に貸駐車場として転用許可しています。県に確認したところ、許可があり所有権移転がなされ地目変更も行った状態であっても、完了報告書がまだ出ていないということであれば転用行為が完了していない状態と考えられるとの事なので、事業計画の変更と改めての転用許可申請させ、許可内容と現地があっている方が望ましいということとなりまして、申請者へ事業計画変更と新たな許可申請を出していただいたという経緯があります。

○議長(七久保)

ほかにありますか、無いようですので、採決に入ります。

議案第4号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第4号 番号4番については、原案どおり承認されました。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

《議案5》

○議長(七久保)

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題に供します。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小竹)

この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用集積等促進計画となります。

令和7年度 第3号 公告予定年月日は令和7年7月31日です。

計画の内容といたしましては、農用地利用促進計画(公社)18件です。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第5号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第5号については、原案どおり承認されました。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

《議案6》

○議長(七久保)

次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題に供します。
それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

(議案第6号番号1番について、朗読して説明。)

(議案第6号番号2番について、朗読して説明。)

この案件は、譲渡者が栃木県農業振興公社へ売り渡した土地を、栃木県農業振興公社から買受者へ所有権を移転する案件になります。すでに所有権が譲渡者から栃木県農業振興公社に移っておりますので、今回は、栃木県農業振興公社から買受者へ所有権を移転する案件のみになります。

なお、この議案の承認後、農業委員会は、農用地利用集積等促進計画の内容が、地域計画の達成に資するかどうか、市農政課に意見照会し、その回答を栃木県農業振興公社へ提出することになっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第6号について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第6号については、原案どおり承認されました。

議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更に係る協議について

《議案 7》

○議長(七久保)

次に、議案第 7 号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る協議について」を議題に供します。

議案説明に入る前に、この 4 月から議案となりました地域計画の変更に係る協議の役割、位置づけについて、改めて農政課より説明をいただきます。

○農政課(向田)

(地域計画の変更に係る協議の役割、位置づけについて説明。)

○議長(七久保)

皆さんから質問はありますでしょうか。

○11 番 小林義和 委員

地域計画を策定した段階で後で見直すということは分かっていたのですが、今日見た案件なんかは、そもそも地域計画に取り込んでいたことがおかしいのではといった意見がありました。なぜかという、周りは全部住宅地なんです。たった 1 ヶ所ぽつんと宅地の中に農地があって、除外するのは問題ないが、そもそも地域計画を策定する段階で除いておいてもらった方がよかったのかなと思うんですけどお考えをいただけますでしょうか。

○農政課(向田)

地域計画を策定するにあたって示されていたのが、農振農用地は必ず入れるということと、その外の農地は出来る限り入れるようにということでありました。この内容を受けまして塩谷管内の会議を行っていく中で、農振地域だけでなく、貸し借りも関係してくるので基本的には地区内にある農地は全て地域計画に計上しますという状態でありましたので、さくら市においても足並みを揃えて策定したところでありますが、小林委員のご意見ももっともだと思いますので、そういった案件については、塩谷管内において定期的に会議を継続して行っておりますので、足並みを揃えて検討していければと考えております。

○5 番 田崎次男 委員

都市計画法の住居地域などは除外しておくべきと考えるので、次の計画見直しの際はご検討お願いいたします。特に喜連川の住居地域に網が掛かっているのはおかしいと思うのでよろしくをお願いいたします。

○農政課(向田)

いただいた意見につきましては、今後計画を見直す際に参考とさせていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

《議案 7-1-1》

○議長(七久保)

それでは議事に戻りまして、議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第 3 種農地と判断し、転用許可の可能性があると判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○ 1 1 番 小林義和 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

1 8 日に手塚委員が現地を確認し、昨日私も現地確認を行いました。本日の調査会におきまして現地調査しましたが、周辺は住宅地で農地は無く地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第 7 号 番号 1 の 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 7 号 番号 1 の 1 番については、原案どおり承認されました。

《議案 7-1-2》

○議長(七久保)

それでは議事に戻りまして、議案第 7 号 番号 1 の 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(小倉)

(議案第7号 番号1の2番について、朗読して説明。)

なお、農地区分は、水管、下水道管又はガスパのうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益施設が存する農地でありますので、第3種農地と判断し、転用許可の可能性のあるものと判断します。以上です。

○議長(七久保)

担当委員の説明をお願いします。

○8番 関 誠 委員

案内図ご覧ください。(申請の場所を説明。)

住宅地に囲まれ農地転用が見込まれる土地であります。

21日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして現地調査しましたが、地域計画からの除外に何ら問題ないと判断しております。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

○議長(七久保)

異議なしの声以外、ないようですので、採決に入ります。

議案第7号 番号1の2番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第7号 番号1の2番については、原案どおり承認されました。

《議案7—2》

○議長(七久保)

続きまして、議案第7号 番号2番について事務局の説明を求めます。

○事務局(小倉)

地域計画策定後、農地中間管理機構を介した農地の貸借の権利設定等を、地域計画に反映させるものであります。

「2 農業を担う者の変更について」をご覧ください。農業を担う者変更明細に記載がご

ざいます。全部で 19 件となっております。以上です。

○議長(七久保)

それでは質疑に入ります。

○議長(七久保)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第 7 号 番号 2 番について、承認される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○議長(七久保)

全員挙手ですので、議案第 7 号 番号 2 番については、原案どおり承認されました。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

《報告第 1 号、2 号》

○議長(七久保)

次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番から番号 2 番、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から番号 6 番はお目通しを願います。

○議長(七久保)

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会 6 月定例総会を閉会いたします。

閉会時間（午後 2 時 29 分）